

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保険料の返還等に必要経費	事業開始年度	昭和47年	作成責任者		
担当部局庁	労働基準局労災補償部	担当課室	労働保険徴収課	美濃 芳郎		
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定	上位政策	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第6項及び第20条第3項	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づく労働保険料の精算等を適正に実施する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づく保険料の精算による返還金及び過誤納にかかる保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。					
実施状況	【21年度実績】保険料返還金 返還件数:135,506件、支払額:49,326百万円 払戻金 払戻件数: 8,030件、支払額:946百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	62,122	57,633	52,801	54,995	56,367
	執行額	- (注)	51,463	50,271		
	執行率	-	89.29%	95.21%		
	総事業費(執行ベース)	- (注)	51,463	50,271		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該経費は、保険料の精算による返還金及び過誤納に係る保険料の払戻金である。				
	見直しの余地	見直しの余地はない。				
予算監視の効率化	本事業については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づく保険料の精算による返還金及び過誤納にかかる保険料の払戻金であることから、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記	注 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る執行額として整理していない。					

厚生労働省都道府県労働局
(50, 271百万円(平成21年度支払額))

(保険料返還金及び過誤納に対する払戻金
の請求受付、支払い等)



【 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第6項及び第20条第3項等に基づく支払い】

A. 事業主

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A. -			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	-	-			
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0